

II-4. 騒音・振動・悪臭について

私たちの生活に「静けさ」を求めるとき「騒音・振動」が障害となります。また「さわやかな空気」については、先に記した大気汚染の他「悪臭」も課題となります。「うるさい音」「不快な揺れ」「いやな臭い」などは、大気汚染や水質汚濁に比べ影響範囲が小さく身近な公害で、感覚的な要素が強いことから「感覚公害」とも呼ばれます。同じ音でも人によりまた同じ人でもその時の心理状態により感じ方が変わってくるのが特徴です。



騒音・振動・悪臭の現状

1) 騒音・振動

騒音については、道路に面する地域（道路交通騒音）とそれ以外の地域（一般地域騒音）で、環境基準が設定されていますが、振動については設けられていません。また道路交通騒音・振動については、要請限度値が設定されています。これは騒音や振動がその値を超え、周辺的生活環境が著しく損なわれている場合、公安委員会や道路管理者等に対し必要な措置等を求めることができますとされるものです。

【道路騒音調査】

本市では、国道や県道といった幹線道路を中心に、道路交通騒音・振動の調査をしています。また、一般地域騒音は、住宅地を中心に調査しています。道路に面する地域の騒音の状況をみると、ここ数年は、環境基準達成率60%前後で推移していますが、やや下降傾向にあります。振動については、要請限度値との比較で、達成率は100%となっています。一般地域の環境基準に対する達成率は70%前後で推移しています。



【騒音・振動調査結果】

項目 \ 年度		H11	H12	H13	H14	H15	H16	H17	H18	H19
道路交通 騒音	達成数/調査地点数	9/15	7/14	3/13	7/14	6/13	9/14	9/14	9/15	8/15
	環境基準達成率	60.0%	50.0%	23.1%	50.0%	46.2%	64.3%	64.3%	60.0%	53.3%
道路交通 振動	達成数/調査地点数	11/11	11/11	8/8	8/8	4/4	6/6	6/6	6/6	6/6
	要請限度達成率	100%	100%	100%	100%	100%	100%	100%	100%	100%
一般地域	達成数/調査地点数	4/9	4/9	1/6	3/9	4/8	6/9	6/9	7/10	8/10
	環境基準達成率	44%	44%	17%	33%	50%	67%	67%	70%	80%

2) 悪臭

悪臭については、その現象が極めて狭い範囲に限られ、また一過性であることが特徴です。また環境基準の定めはありません。悪臭の実態は苦情という形で表れます。本市における悪臭に係る苦情相談は、ここ5年間は、年間10件程で苦情件数の2割から3割を占めています。

【悪臭苦情相談発生源内訳】

発生源 \ 年度	H15	H16	H17	H18	H19
畜産農業	0	0	0	0	2
その他の製造業	0	2	0	0	0
サービス業・その他	3	1	5	1	2
建設作業現場	0	2	1	1	2
ゴミ集積所	0	0	0	1	0
個人住宅・アパート・寮	2	0	0	2	3
不明	5	1	2	1	2
合計	10	6	8	6	11



《目標》 〰〰〰基本方針：不快な騒音・振動・悪臭の防止を図ります〰〰〰

- ①一般地域の騒音及び道路交通騒音について環境基準値を達成すること。道路交通振動については、人が揺れを感じ始めるとされる 55dB 以下であること。
- ②悪臭のない快適な生活が送れること。

《取り組み》

【騒音・振動】

- ①騒音・振動環境の把握：一般環境及び道路に面する地域の騒音・振動調査を行い、その状況を把握していきます。またあわせて、交通量の調査も行っていきます。
- ②工場等への対策：条例に基づき、工場や施設の設置前に、公害の未然防止を目的とした計画内容の審査を行い、設置後は確認検査を実施します。規制基準値を超えた場合は、その低減についての改善指導や勧告を行っていきます。
- ③建設作業場への対策：着工前の事前審査を行っていきます。規制基準値を超え、生活環境が著しく損なわれていると認められた時は、騒音振動の低減対策を指導していきます。
- ④深夜カラオケ騒音調査：年 1 回定期的に、深夜時間帯に調査を実施し、騒音が認められた場合には、店に対し指導を行っていきます。
- ⑤自衛隊習志野基地落下傘降下訓練騒音調査：定期的な調査を継続し、自衛隊に対し騒音の低減に努めるよう要請していきます。
- ⑥感覚公害への対応：騒音は公害苦情相談の中でも高い割合を占め、また感覚公害である点から、規制基準値という数字だけでは、問題を解決することはできません。解決に向けては、十分な相談や助言を行ってまいります。

【悪臭】

- ⑦工場等への対策：条例に基づき工場や施設の設置前に、公害の未然防止を目的とした計画内容の審査を行い、設置後は確認検査を実施します。また、さまざまな複合臭については、人の嗅覚に基づく規制をしてまいります。
- ⑧東京湾広域異臭対応：春から夏の南風が吹く気象条件下で、東京湾からガス臭がすることがあります。これに対しては、千葉県が中心となり関係市町村で、情報連絡体制をとっています。

【騒音の大きさの例】 単位：デシベル(dB)

120	飛行機のエンジンの近く	60	静かな乗用車、普通の会話
110	自動車の警笛(前方2m)	50	静かな事務所、空調室外機(始動時)
100	電車が通るときのガード下	40	市内の深夜、図書館、静かな住宅地の昼
90	犬の鳴き声(5m)、うるさい工場の中、カラオケ	30	郊外の深夜、ささやき声
80	地下鉄の車内、交通量の多い道路	20	木の葉のふれあう音
70	うるさい街頭、うるさい事務所の中		

(千葉県環境白書他より作成)

